

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（総務省）

制 度 名	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化（振替地方公共団体金融機構債分）		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>非居住者及び外国法人（以下「海外投資家」という。）が受け取る地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）が発行する債券（地方公営企業等金融機構が発行した債券及び公営企業金融公庫が発行し機構が承継した債券を含む。以下同じ。）のうち「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債（以下「振替機構債」という。）の利子及び償還差益（以下「利子等」という。）に係る非課税制度を、恒久措置化するもの。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	<p style="text-align: center;">－ （▲4,100 百万 円）</p>	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 海外投資家による振替機構債への投資を一層促進し、多様で厚みのある投資家層を形成することで、機構の資金調達の新なる円滑化を図ることにより、地方公共団体に対するより低利での融資を可能とし、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与する。		
	(2) 施策の必要性 ○海外投資家が受け取る振替地方債の利子については、平成 19 年度税制改正において、平成 20 年 1 月から恒久的に非課税とされた。 ○一方、海外投資家が受け取る振替機構債の利子等については、平成 22 年度税制改正において、平成 22 年 6 月から平成 25 年 3 月末までの時限措置として、非課税とされた。 ○機構は、地方公共団体金融機構法に基づき設置された地方共同法人であり、以下の性格を有している。 ①法律上、出資者を地方公共団体に限定。 ②貸付対象は総務大臣等による同意等を得た地方債に限定。 ③機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することが出来ないときは、当該債務を完済するために必要な費用は全額地方公共団体が負担。 ○このような機構の性格から、機構債は、地方公共団体が住民の福祉向上の観点から発行する地方債と同様の性質を有しており、振替地方債と同様に、非課税措置を恒久化する必要がある。 ○また、現在、時限的措置がとられているが、機構債の投資家層の厚みを増加させ、より安定的に消化されるようにするためには、当該措置の恒久化によって期限切れ後の課税リスクをなくし、海外投資家にとって投資しやすい環境の整備を促進する必要がある。		
	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（平成 24 年総務省訓令第 17 号）】 II. 地方行財政 3. 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化
		政策の達成目標	海外投資家による振替機構債への投資を一層促進し、多様で厚みのある投資家層を形成することで、機構の資金調達の新なる円滑化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
同上の期間中の達成目標		(政策の達成目標と同じ。)	
連	政策目標の達成状況	海外投資家による振替機構債の保有残高は 2010 年 6 月末には 1 銘柄・0.6 億円であったが、2012 年 6 月末には 21 銘柄・400.2 億円に増加している。	

	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>現行の時限的な非課税制度の下でも、海外投資家による振替機構債への投資が実際に行われている（平成 24 年 6 月末で 21 銘柄・400.2 億円）ことから、本制度が恒久化された際には、同程度の投資水準が少なくとも見込まれる。また、恒久化により、これまで期限切れ後の課税リスクを懸念していた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替機構債の保有割合が一層上昇することが期待される。</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>振替機構債の利子等について、恒久的に非課税措置とすることで、海外投資家の保有割合が一層上昇し、投資家層の厚みが増大することで、機構の資金調達の円滑化に資することが見込まれる。これにより、地方公共団体に対してより低利で融資することが可能となり、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与する。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	<p>地方公共団体金融機構は、法律に基づき全都道府県及び全市区町村から出資を受けて設立された地方共同法人であり、債券を発行して資金を一括して調達し、個々の都道府県及び市区町村に対して長期かつ低利の資金を融通することを法律上の目的としていることから、機構債は、地方公共団体が発行する地方債と同等のものといえる。</p> <p>海外投資家が受け取る振替地方債の利子等については既に平成 20 年 1 月より非課税制度が恒久化されているが、振替地方債と同様の性質を有する振替機構債においても、海外投資家による保有を拡大するために、非課税措置を恒久化することは妥当である。</p>
租税特別措置の適用実績	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>平成 22 年度（推計） ▲2.1 億円（振替機構債分） 平成 23 年度（推計） ▲1.1 億円（振替機構債分） 平成 24 年度（推計） ▲1.2 億円（振替機構債分）</p>		

租税特別措置の適用実績と効果に関する事項

	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>時限的措置ではあるものの、本措置により、海外投資家による振替機構債の保有残高は、平成 22 年 6 月末時点ではわずか 0.6 億円であったものが、同年 12 月末時点では 945 億円まで急速に増加し、その後も 400 億円を上回って推移している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>非居住者等による機構債への投資を促進し、機構の資金調達の円滑化を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>海外投資家による振替機構債の保有残高は 2010 年 6 月末には 1 銘柄・0.6 億円であったが、2012 年 6 月末には 21 銘柄・400.2 億円に増加している。 従って、目標は一定程度達成されているが、現行の措置が時限的なものであることから、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して振替機構債への投資を全く行っていない、又は消極的姿勢をとっている海外投資家を呼び込めていない、という限界はあり、目標の完遂には現行の利子非課税措置の恒久化が必要不可欠である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 19 年度より要望しており、平成 22 年度税制改正において、他の社債等と併せて非課税措置が時限的に導入された。</p>